

公開研修
[集合]公開研修
[オンライン]オーダーメイド
研修e-
ラーニング

労働安全衛生法第 60 条の規定による

職長・安全衛生 責任者教育



「職長・安全衛生責任者教育」は 事業者を実施義務がある法定教育です

安全衛生に関する正しい知識が、労災事故を未然に防ぎます。また、事業者を実施義務が定められた法定教育は、事業者の社会的責任、コンプライアンス遵守の観点からも必要です。

職長とは

「作業中の労働者を直接指導、または監督する者」(労働安全衛生法第 60 条) のことで、現場で作業員に直接、指揮・命令をし、現場の最前線で安全衛生管理を担う人物の総称です。

職長教育とは

労働安全衛生法第 60 条で規定された法定教育の一つで、事業者を実施義務があります。労働安全衛生法施行令第 19 条規定の対象業種は、製造、建設、電気、機械整備業などです。中でも建設業は、労働安全衛生法第 16 条に、安全衛生責任者を選任することが定められており、「安全衛生責任者教育」を含む、14 時間のカリキュラム「職長・安全衛生責任者教育」の受講が必要です。現場責任者として元請事業者との円滑な連絡調整など、職長としての職務に加え、安全衛生責任者として、現場の安全管理体制保持に必要な知識を習得します。

受講者が 20 名様以上であれば、ご指定の場所まで講師が出張し、講習を行います。
講師料、日程につきましては、当社にご相談ください。講習修了後に修了証をお渡しします。

■職長・安全衛生責任者教育カリキュラム

標準モデル (例) 2 日間合計 14 時間

1 日目

8:45 開講・オリエンテーション

職長・安全衛生責任者教育を始めるにあたって

第 1 章 職長・安全衛生責任者の役割

第 2 章 作業員に対する指導及び教育の方法

第 3 章 危険性又は有害性の調査等と低減措置等

(休憩、昼食時間を含む)

17:00 終了

2 日目

9:00 第 3 章 の続き

第 4 章 職長・安全衛生責任者が行う安全施工サイクル

第 5 章 関心の保持と創意工夫を引き出す方法

第 6 章 異常時、災害発生時における措置

(休憩、昼食時間を含む)

17:00 閉講

労働安全衛生規則により科目と時間が定められています。

お問い合わせ

パナソニック エレクトリックワークス創研株式会社
電材・住建営業推進センター 電材営業推進グループ

西日本担当 TEL. 06 - 6907 - 5534

東日本担当 TEL. 03 - 3507 - 7630

2024.05

ホームページ : <https://panasonic.co.jp/ew/pewbct/>
このチラシの記載内容は2024年5月現在のものです。パナソニック エレクトリックワークス創研株式会社
【〒571-8686】大阪府門真市大字門真1048 TEL.(06)6907-5534
【〒105-0003】東京都港区西新橋2-8-6 TEL.(03)3507-7630
Panasonic Electric Works Business Consulting & Training Co., Ltd.